

市民まちづくりサポーター保険制度

横須賀市では、市民の皆さんが将来にわたって誇れる個性豊かな地域社会の実現を目指して、市民協働によるまちづくりを進めています。その中で大きな役割を担っているのが、さまざまな分野で行われている市民公益活動です。

「市民まちづくりサポーター保険制度」は、このような活動に市民の皆さんが安心して取り組めるよう、市が保険料を負担して必要最低限の補償を用意し、活動中の事故に備える制度です。

- イベントや行事等の参加者は対象となりません。イベント保険等に加入することをお勧めします。
- 横須賀市の他の給付金等との併用はできません。

特徴

- ◆ **費用負担はありません**
- ◆ **事前の手続きは必要ありません**

事故発生後に、具体的な活動内容や事故の状況等を書面で報告していただきます。

- * 公益性のある活動中のけがや、他人の物を壊してしまった場合などの補償制度です。
- * 横須賀市と保険会社が審査を行い、市民まちづくりサポーター保険の要件を満たしていることが確認できた場合に、保険金が支払われます。

HPはこちら!



横須賀 サポーター保険

検索

対象

- ◆ **次の4つの条件を全て満たす活動を行う方が対象となります**

① 横須賀市内を拠点とした活動

市内を拠点とする活動中の事故であれば、活動者の居住地は問いません。

② 継続的・計画的な活動

年間計画書等で事前に定められた活動が対象です。(要書面報告)

※その場での思いつきなど突発的な活動、事前に計画された活動であることを客観的に証明することができない個人による活動は対象となりません。

③ 無報酬の活動

※ただし、交通費など実費弁償程度の支給を除く

④ 公益性のある活動

不特定多数の者の利益や、その他の社会の利益となる活動が対象です。

※町内会活動であっても補償の対象とならない場合があります。

(町内会が主催する行事への単なる参加者等)

× 私益
× 共益

* 活動の内容等によっては補償の対象とならない場合もあります。

* この制度は、市民活動中の事故の補償を市が補完するものであり、補償については最低限の内容です。活動の内容や頻度を踏まえ、より充実した補償を必要とする場合は、他の保険に加入することもご検討ください。



対象となる活動の例

※条件によっては対象とならない場合もあります。



| | | |
|----|---------|--|
| 1 | 社会福祉活動 | 社会福祉施設への支援活動、高齢者・障害者への援護活動など |
| 2 | 社会教育活動 | 学習活動やスポーツ活動、文化活動の指導・運営 ×指導・運営でない学習活動やスポーツ活動そのものは除く ×山岳登山等の危険度の高いスポーツ活動の指導は除く |
| 3 | 保健衛生活動 | 公園清掃、資源回収など |
| 4 | まちづくり活動 | 町内会・自治会等の運営など ×町内会の主催等であっても行事への単なる参加者は除く |
| 5 | 環境保全活動 | 自然保護活動、環境調査など |
| 6 | 防災・救援活動 | 防災訓練、災害復旧活動など ×大規模災害時を除く |
| 7 | 地域安全活動 | 地域パトロール、見守り活動、交通安全キャンペーンなど |
| 8 | 人権・平和活動 | 啓発活動、シンポジウムの企画・運営など |
| 9 | 国際交流活動 | 文化交流事業の企画・運営など |
| 10 | 青少年育成活動 | 子ども会の指導・育成活動、非行防止パトロールなど |
| 11 | 市民協働事業 | 市が主催する市民参加のワークショップなど |

対象とならない活動の例

■政治、宗教、営利を目的とする活動

例：神輿に神霊を入れる儀式を行う神輿祭り、氏子会主催の祭礼

■学校管理下の活動

(保護者でない人が無償で総合的な学習の時間に指導等を行う場合は対象)

例：授業や課外活動で海岸清掃を行う生徒と、それを指導する保護者の方

■単位取得や自身の学習のために行う活動

例：学校の宿題や単位取得のために行う活動

■行事への単なる参加者

例：健民運動会の参加者、子ども会主催のプール教室に参加する子ども

■金額に関わらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動

※交通費等の実費弁償程度は可

■その場の思いつきや突発的な活動

例：思いつきで行う清掃活動、急病人の人命救助

■互助的な活動（特定の個人や特定の団体の利益のための活動）

例：団地内住民による団地敷地内の清掃活動、PTA活動

■親睦を目的とした活動

例：サークル活動等の趣味の活動、活動後の慰労会

■海外での活動

■管理している施設の不備により第三者にケガをさせた場合

※その他、契約保険会社約款等に抵触する活動は対象となりません。



補償内容

【損害賠償責任補償】

活動者や活動団体が活動中に過失などにより、他人の生命・身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、治療費や修理費などの損害賠償金について補償します。

| 事故の種類 | 補償金額 | 内容 |
|---------|----------------------|-----------------------------|
| 身体賠償事故 | 最高 1名 1億円 1事故 5億円 | 他人の身体に損害を与えた場合 |
| 財物賠償事故 | 最高 500万円 | 他人の財物に損害を与えた場合 |
| 保管物賠償事故 | | 他人からの預かり品、管理責任を負う物に損害を与えた場合 |

※免責金額（自己負担額）5,000円を超える部分について補償します。

※一般的な金額を超えた損害賠償金は補償されません。示談などの際には、市が契約している保険会社に相談してください。

【傷害補償】

活動中に発生した**急激かつ偶然、外来の事故**で、活動者本人が死亡又は負傷した場合に補償します。
※突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外からの作用によるもの

自宅と活動場所との通常経路での往復中（宿泊も含まれます）も対象です。

| 事故の種類 | 補償金額 | 内容 |
|----------------|-----------|--|
| 死亡 | 300万円 | 傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合 |
| 後遺障害 | 最高 300万円 | 傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 |
| 入院 (180日以内) | 1日 2,500円 | 傷害事故を原因として事故の日から180日以内に入院または通院を要することとなった場合 |
| 通院 (90日以内) | 1日 2,000円 | ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算されます ※通院は事故発生から180日以内の通院に対し最大90日分を給付します |

入院し手術を受けたときは、入院補償金に手術の種類に応じた倍率を乗じた額を給付します。

※治療・診断は医師によるもののみ該当します。鍼灸院等のみの受診は対象となりません。

傷害の場合は、まず病院へ！

対象とならない事故の例

| 損害賠償責任事故・傷害事故 共通 | |
|--|---|
| ・活動者の故意による事故 ・地震、噴火、津波、洪水など自然災害による事故 等 | |
| 損害賠償責任事故 | 傷害事故 |
| ・同居の親族に対する損害賠償責任 ・活動者や活動団体が所有、使用、管理する施設や自動車、動物による事故 等 | ・疾病、脳疾患、心神喪失 ・細菌性食中毒 ・他覚症状のないむちうち症、腰痛 ・自殺行為などによる事故 等 |

※熱中症が補償の対象になりました。(R元.5月～)

追加書類のご提出が必要になる場合がありますので、あらかじめご承知ください。

～事故は防止することが大切です～

一番大切なことは、事故を未然に防ぐことです。役割分担や休憩時間など計画に無理がないか、活動場所に危険がないかなど、事前に確認しましょう。

特に、熱中症は水分や休憩を小まめにとるなど正しい予防法を知り、普段から気を付けることで防止できると言われています。体調管理に気を付けて、無理せず活動を行いましょう。

事故が発生したら

(※標準的な手続きの流れです。

事故状況によっては保険会社より他の手続きを求められる場合があります)



1 横須賀市 民生局 地域支援部 地域コミュニティ支援課へ連絡

万が一事故が発生した場合は、原則 **30 日以内**に電話等でご連絡ください。
手続き方法についてご説明します。

事故発生の場合は、次のことをご連絡ください

- ①いつ（日時） ②どこで（場所） ③誰が（活動者または活動団体名）
④誰または何を（被害者または破損物 ※損害賠償責任保険の場合）
⑤どうして（事故の状況） ⑥どうなったか（被害・通院等の状況）

※連絡が遅れると補償されないことがありますのでご注意ください。

2 事故報告書と主催団体に関する資料の提出

市役所から「事故報告書（様式）」をお送りします。必要事項を記入し、
主催団体に関する資料（※）と一緒にご提出ください。

| 主催団体に関する資料 | 確認要件 |
|----------------------------------|---|
| (1) 規約・会則 | ・活動内容（公益性） ・無報酬の活動 ・自主的に構成された団体であること |
| (2) 事業計画書（予算書） または 実績報告書（決算書） | 今回の活動が予め計画されていたこと |
| (3) 会員名簿、当日の活動者名簿、 当番表 等 | 該当者が会員や役員であり、当日に活動していたこと ※該当の方以外のお名前は削除可 |

3 市から保険会社に報告し、事故が本制度の対象となるか審査します

補償の対象となる場合、補償金請求に必要な書類を送付します。
※治療の際の領収証など、必要になる場合がございます。

4 補償金請求書の提出

必要な書類を添えて保険会社まで提出してください。

| 提出時期 | 損害賠償 | 被害者との間で損害賠償の額が確定した後 |
|------|------|-------------------------------------|
| | 傷害事故 | 入院又は通院が終わったとき、または事故の日から 180 日を経過した後 |

保険会社が、対象となる事故であると認める場合に、保険金が支払われます。

5 保険会社から、指定された口座に補償金が支払われます

お問い合わせ、事故の際の連絡は

横須賀市 民生局 地域支援部 地域コミュニティ支援課 市民協働推進担当

〒238-8550 横須賀市小川町 11

電話 046-822-9699 / ファクス 046-827-4803

